

第79回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成29年12月6日（水曜日）

|                   |     |        |     |       |
|-------------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員<br><br>(14名) | 1番  | 加古原 瑞樹 | 2番  | 千種 和英 |
|                   | 3番  | 小林 裕和  | 4番  | 廣利 一志 |
|                   | 5番  | 竹内 日出夫 | 6番  | 石堂 基  |
|                   | 7番  | 岡本 義次  | 8番  | 金谷 英志 |
|                   | 9番  | 山本 幹雄  | 10番 | 矢内 作夫 |
|                   | 11番 | 石黒 永剛  | 12番 | 西岡 正  |
|                   | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 岡本 安夫 |
| 欠席議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |

|                             |             |         |           |         |
|-----------------------------|-------------|---------|-----------|---------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議会事務局長      | 尾 崎 文 昭 | 書 記       | 鎌 田 康 正 |
|                             | 書 記         | 高 橋 真 弓 |           |         |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(19名) | 町 長         | 庵 途 典 章 | 副 町 長     | 坪 内 頼 男 |
|                             | 教 育 長       | 平 田 秀 三 | 総 務 課 長   | 森 下 守   |
|                             | 企画防災課長      | 久 保 正 彦 | 税 務 課 長   | 安 東 文 裕 |
|                             | 住 民 課 長     | 敏 蔭 高 弘 | 健康福祉課長    | 大 永 克 司 |
|                             | 高年介護課長      | 藤 木 卓   | 農林振興課長    | 加 藤 逸 生 |
|                             | 商工観光課長      | 中 石 嘉 勝 | 建 設 課 長   | 横 山 重 明 |
|                             | 上下水道課長      | 森 田 善 章 | 上 月 支 所 長 | 和 田 始   |
|                             | 南 光 支 所 長   | 阿 山 安 秀 | 三日月支所長    | 船 引 和 範 |
|                             | 会 計 課 長     | 高 見 寛 治 | 教 育 課 長   | 谷 口 俊 廣 |
|                             | 生涯学習課長      | 服 部 憲 靖 |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 早 退 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |         |           |         |

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 発議第 2 号 道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）
- 日程第 5. 報告第 7 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 6. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号・H29.9.28 専決第 17 号））
- 日程第 7. 議案第 89 号 佐用郡佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第 8. 議案第 90 号 西はりま消防組合規約の変更について
- 日程第 9. 議案第 91 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 10. 議案第 92 号 畑作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 11. 議案第 93 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について
- 日程第 12. 議案第 94 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 95 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 96 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 97 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 16. 議案第 98 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 17. 議案第 99 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 18. 議案第 100 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 19. 議案第 101 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 20. 議案第 102 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 21. 議案第 103 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)について
- 日程第 22. 議案第 104 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 23. 議案第 105 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 24. 選挙第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件
- 日程第 25. 同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26. 同意第 8 号 佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 日程第 27. 同意第 9 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28. 同意第 10 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 29. 同意第 11 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30. 同意第 12 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 31. 同意第 13 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 32. 同意第 14 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 33. 同意第 15 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 34. 同意第 16 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 35. 同意第 17 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 36. 同意第 18 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 37. 同意第 19 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 38. 同意第 20 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 39. 同意第 21 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 40. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 79 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、おそろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

昨日から、めっきり冷え込んでまいりまして、うちのほうでは雨の中に少し雪まじりということで、本当に寒くなってまいりました。

改めて、12 月と年末が近づいたなと感じる次第でございます。

先般、今年の流行語大賞が発表されまして、インスタ映えというのと、それから、付度ですか、だいたい予想どおりだったかなと思われる方もおと思いますが、昨日の神戸新聞に「付度も斟酌もなしに夏の雨」という俳句を詠んだ方がおられるそうです。

インフルエンザも今年は少し早く流行するんじゃないかなということでございます。付度も斟酌もなしに冬の何とかとならないように、風邪がはやったり、大雪が降ったりしなければなと思います。

ということで、12 月議会それぞれお体を御自愛なさって、全員で乗り切れたらなと思いますので、よろしくお願いします。

さて、今期定例会には、発議 1 件、専決処分に関する報告 1 件、専決処分に関する承認 1 件、条例の一部改正などの議案 8 件、平成 29 年度各会計補正予算案議案 9 件、選挙 1 件、同意 15 件の計 36 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に、師走を迎えて、一気に寒くなってまいりました。昨日は、この佐用のあたりでもチラチラと白いものが舞っておいりましたし、今朝は、この冬一番の冷え込みで、寒暖計で、私とこで、マイナス 2、3 度になっていたかなと思ったら、佐用坂の道路の寒暖計では、マイナス 5 度を示していたというような、本当に真冬のような寒さとなつてまいりまして、いよいよこういう冬を迎えて、先ほど、議長お話のようにインフルエンザが、もう流行の兆しを見ております。

職員の中にも、はやインフルエンザで休んでいる職員が出てきましたので、十分に健康に気をつけてインフルエンザにかからないように、健康で体を元気にしていかなければならないと思います。

また、人間のインフルエンザだけではなくて、この時期、非常に心配をしておりますのが、鳥インフルエンザであります。鳥インフルエンザが発生した場合、その圏域の焼却施設で焼却をするという前提になっておるんですけれども、にしはりま環境事務組合の施設

におきまして、1日に焼却できる羽数が、だいたい1,500羽ぐらいということで、県のほうに届けております。それを、実際に焼却がどのような形で完全にできるかどうかの試験を来週に姫路家畜保健衛生所のほうで、実際にそうした鳥をペールという容器の中に10羽とか入れて、それを密封した物を、その焼却炉の中に投入するわけですが、そうした試験を行って、それが完全に可能かどうかということも調べて、それに備えていくということでもあります。

ただ、これが大量に飼っているところ、赤穂の養鶏場なんかは150万羽という、そういう規模だというふうに聞いておまして、そういうところで発生すると、とても周辺の焼却施設で焼却できるものではありません。その場合には、とりあえずの埋設処分というようなことにはなるのではないかなというふうに思うわけですが、そういうふうに、この時期、特に、鳥インフルエンザ、これ十分に警戒をしなきゃいけないんですけれども、なかなか対応が非常に難しいなということ、心配をしております。

また、火災のシーズンということで、先般、多賀で火災が発生をしまして、これは室内だけで、多分、原因ははっきりはしませんけれども、中で寝たばこのような形で火災が発生したのでないかと思うんですけれども、亡くなられております。室内だけの火災で、外には火が出ておりませんし、類焼もなかったんですけれども、そうして、久しぶりにといいますかね、このところ、そうした火災で亡くられる方というのは、久しくなかったんですけれども、気の毒ですけれども、そうした高齢者の方が亡くなられております。

そういう非常に気忙しい12月でありますけれども、本議会におきましては、先ほど、議長のほうから御挨拶いただきましたように、30数件の議案を提案をさせていただいております。それぞれ、慎重にご審議をいただき、適切な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（岡本安夫君）           ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第79回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長であります。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君）           日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。2番、千種和英君。3番、小林裕和君。

以上の両君をお願いします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君）           続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月6日から12月22日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）                    ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 12 月 22 日までの 17 日間と決定しました。

---

### 日程第 3．行政報告について

議長（岡本安夫君）                    続いて日程第 3、行政報告に入ります。  
町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                    それでは、2 件の報告をさせていただきたいと思います。

1 つは議会選挙の件でございます。先般、12 月 4 日に開催されました佐用町選挙管理委員会におきまして、来年 4 月に執行を予定されております町議会議員選挙の日程につきまして、これ既に報道のほうで、新聞のほうで報道をされておりますけれども、選挙執行日を、平成 30 年 4 月 22 日の日曜日ということで、その告示を 4 月 17 日火曜日に告示がされるということでございます。

そして、その立候補の予定者説明会を平成 30 年 3 月 27 日、火曜日になります。午後 1 時 30 分から説明会を行うということで、選挙管理委員会のほうで決定をされたということ報告をさせていただきます。

もう 1 点であります、平成 30 年度、4 月 1 日からの採用する佐用町職員の採用内定について、ご報告をさせていただきます。

内定した職員総数は 10 名の職員を採用内定をさせていただきます。その中で一般事務職が 5 人、それから、もう 1 人一般事務職として身体障害者の方を対象としての採用を募集を行っております。そして、身体障害者としての対象採用として 1 名採用をさせていただきます。それから、保健師を 1 名。管理栄養士 1 名。保育士を 2 名。合計 10 名を採用予定として内定をし、今日、告示をさせていただきます。

ちなみに、町内の出身者、また、関係者が多いんですけども、保健師につきましては、上郡からの採用、上郡町山里に住所があります。

保育士につきましても、神戸市の住所になっておりますけれども、実際は、旧南光町米田のほうだと思います。

それから、一般職におきましては、1 名、たつの市からで、それと、大阪からの採用という形で住所がありますけれども、これも三河のほうに、お父さんの実家があるということで、こちらのほうで勤めたいということでの応募でありました。たつの市からの採用につきましては、たつのからの通勤という形になろうかと思います。そのほかにつきましては、町内からの採用であります。

以上、報告をさせていただきました。

議長（岡本安夫君）                    以上で行政報告は、終わりました。

---

議長（岡本安夫君）                    なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件

として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）                      ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第４．発議第２号 道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）

議長（岡本安夫君）                      それでは、日程第４、発議第２号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）について議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君）                      それでは、発議第２号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書提出についての提案説明をさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号）につきましては、昭和 28 年に議員提案により道路整備費の財源等に関する特別措置法が制定され、道路特定財源がスタートしております。

その後、昭和 33 年、平成 15 年の法改正を経て、道路特定財源の一般財源化にあわせて、平成 20 年の法改正により、国庫補助負担率かさ上げが、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間継続の特別措置（10 年間の時限立法）が盛り込まれ、冒頭に申し上げた、現在の法律に至っております。

現在の財特法第 2 条（国の負担又は補助の割合の特例）の規定は、平成 20 年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第 88 条を除く。）及び土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定にかかわらず、十分の七（略）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。として、財特法施行令第 1 条及び第 2 条（国の補助の割合の特例）に規定し、表 1 の(1)の 2 に地方公共団体の基準別に引き上げ率が明記されているところでございます。

佐用町におきましては、本法に基づきます特例措置として、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）で、平成 22 年度から平成 29 年度までに、橋梁点検・新設・修繕工事など、事業費総額 5 億 2,400 万円余りに対し、補助金額が 3 億 1,400 万円余りで、そのうちかさ上額が 5,240 万円余りを占めております。要するに、従来の補助金額に約 10 パーセント上乘せされていることとなります。

今後とも、道路の維持管理や橋梁等の老朽対策など、一層の財源確保が課題となっておりますので、今年度の補正、来年度の予算確保及び、財特法の補助率等のかさ上措置が平成 30 年度以降も継続され、地方公共団体の財政力に配慮した引き上げ措置が講ぜられるよう、議会の権能の 1 つであります、地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書を提出しようとするものでございます。

以上、意見書案に対する提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君）                      発議第 2 号に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから発議第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほど、委員長の報告の中でありましたけれども、佐用町における従来の補助金は約10パーセントだと、上乘せされているということになるという説明でしたけれども、道路財特法では、高規格幹線道路の整備では、通常の3分の2から10分の7、地域高規格道路の整備では、通常の半額から10分の5.5へと、それぞれ補助率をかさ上げしています。

先ほど佐用町では10パーセント上乘せされていることになりますということでしたけれども、これの確認ですけれども、佐用町では10パーセント、この規定に対して、そういうふうになっているんでしょうけど、10パーセントの上乘せは確認されたんでしょうか。

議長（岡本安夫君） 休憩とります。

-----  
午前09時47分 休憩

午前09時50分 再開

議長（岡本安夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を再開します。  
産業厚生常任委員長、千種和英君。

産業厚生常任委員長（千種和英君） 先ほどの質問についてですが、道路財源法による補助国道や県市町村道等の国費負担率のかさ上げ措置は、50パーセントから55パーセント及び市町の財政力に応じた引き上げ措置が平成29年度までされております。確認をいたしました。以上です。

8番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） そのかさ上げの具体的に総額は示されたんですけど、具体的にこの10年間で、どういう事業に対してされたのか、それは後ほどでもいいんですけど、資料としてお願いします。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種和英君。



2 番（千種和英君） 担当課のほうから、別表でちょうだいしておりますので、後ほど配付させていただきます。よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第 2 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、発議第 2 号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 5 に入ります。  
報告第 2 号（後で 7 号と訂正あり）、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。  
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 7 号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、スピカホールの駐車場におきまして、相手方の普通自動車が増車場に進入いたしました際に、駐車場入口に設置をしておりました溝蓋が跳ね上がったことで、普通自動車が破損した損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成 29 年 11 月 2 日、午前 9 時頃、スピカホール駐車場におきまして、相手方 普通自動車が駐車場に進入した際に、駐車場入口に設置をしておりました水路の鋼製溝蓋が跳ね上がり、車体に接触したことで、後部バンパー等を損傷したというものでございます。

町といたしまして国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方に対し車両修理費等の 100 パーセントに相当する額として、相手方に 5 万 9,778 円を支払う内容で、11 月 24 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分

事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

本件により、こうした、また、損害賠償を行うということで、専決処分をさせていただきましたことにつきまして、お詫びを申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりましたが、先ほど、私、報告第2号と言ったようなので、報告第7号に訂正させていただきます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石黒議員。

11 番（石黒永剛君） この件は、施設の不備で発生した事故のように思います。施設賠償ということだと思うんですけども、その後、溝蓋はどのような対応になっていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 施設の不備と言え、結果がこういう結果が出ておりますので、不備ということに、最終的になるんですけども、通常のそうした溝にかかる鋼製のグレーチングという溝蓋、こういうもので、どこも設置をしております。

これは、完全に跳ね上がらないような物にするというのは、相当、構造的にかなりのグレードの高い物をつくらなきゃいけないんですけども、通常は、そうした簡易な溝蓋をかけております。

今回の原因につきましても、そうしたものであったということが前提にあるんですけども、これを車の進入路、今まで 20 何年間あって、そういうこと 1 回もないんですけども、やはり車の大きさ、その時のスピード、それから曲がり方、ちょうど入口が少し曲がっておるので、入ってきた角度ですね、そういうことによって、たまたま、そういう跳ね上がったということが起きてしまいました。

しかし、そういうことが結果として起きたので、その部分について、完全にそこに、溝のふちの側溝の中に埋め込むような形で、改善をするということにさせていただきました。

そういうところは、まだまだたくさんあります。事前に、そういうところ全部を、そういう完全なものにしていく、安全なものにしていくということになると、相当これも経費の問題もかかります。そういうことで、事故が起きたという中で、ここの部分についての改善はさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） あその状況から見れば、これは運転の仕方もありだと思うんですよね。

それから、今、佐用町がさ蓋をかけて、施設のさ蓋をかけて、進入路にやっている施設について、こういう事案が出てくれば、次々と賠償するということになれば、今回は、おそらくこれ保険の引き受け元が認めたから支払になったと思うんですけども、かなり相手にも過失が出てくる事案が出てくると思うんですよ。そういったところだけ、しっかりと押ささせていただいて、今後、こういうことが起きないように、ひとつお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） なかなか、相手側の過失という面で、その部分は、車が通るという前提の入口ですから、起きたことについては、非常に偶発的に起きているんですけども、前にも南光のひまわり館で、同じような形でふたが跳ね上がったということで、また、同じような損害賠償を行っております。

起きた形で、スピードは出し過ぎているとか、そんなところで、急に角度を持って入ってきたとか、ちょうど踏んだところが一番端のところを踏んでいるとかというような、いろんなことが重なって、こういう事故が起きておるのですけれども、起きた以上、それを相手方の責任、先ほど来、車の運転の仕方が悪かったというようなことを証明することはできませんし、このへんについては、そのための、ある意味では保険という対応を考えていかざるを得ないというふうに考えております。

ただ、がたつきが非常に大きかったり、事前に跳ね上がる可能性が高いというような、そういう危険性があるところについては、これはやはり点検の中で対応をして、きちっと、そういう状況は改善をしておかなきゃいけないということは、当然だというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 前にも、こういう溝蓋が跳ね上がったということがありましたけれど、不可抗力的な面もあるんかもわかりませんが、これは、溝蓋がずっと並んでおって、それを鎖かチェーンでもとめておったんか、そこらへんは、どんなだったんかな。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） グレーチングとグレートングを連結する金具がございますので、そういうクリップでとめておったんですけども、やはり長年の中で動くことによって、そのクリップ一旦開きますと、もうもとに戻らなくて、ぐずぐずになるので、それが取れておったのだと思います。

それで、跳ね上がった箇所については、確認したところ、周辺には、そのクリップが見当たらなかったのもので、そのあたり確実なことわかりませんが、その後において、直

ぐ、とりあえずとめて応急の処置をさせていただきました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） そういうふうなん、とめておっても広がって、それが端の部分で飛び上がったというふうに思うんですけど、やはりある程度は点検して、それ、どういんですか、チェーンか、それとも何でも、ずっと並びのんとめるような格好にしておいたら、こんなこと起きないように思いますので、今後、十分注意していただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

---

日程第 6．承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号・H29.9.28 専決第 17 号））

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。  
承認第 15 号に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 15 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,315 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 129 億 6,814 万円といたしております。

補正内容といたしましては、第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁裁判官国民審査に係る経費の追加でございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によつての説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、選挙及び国民審査に係る県支出金 1,305 万 3,000 円の追加と、財政調整基金繰入金を、10 万円増額をいたしております。

次に、歳出につきましては、総務費を 1,315 万 3,000 円追加いたしております。

選挙費におきまして、投票立会人などの報酬 153 万 6,000 円、投開票事務従事者手当などの職員手当等 650 万円、需用費 207 万 9,000 円などの経費を計上しております。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 承認第 15 号に対する当局の説明が終わりました。  
ただ今議題にしております承認第 15 号につきましては、本日即決とします。  
これから承認第 15 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君）            ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）            ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君）            挙手、全員です。よって、承認第 15 号、専決処分の承認を求める  
ことについて、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり承認さ  
れました。

---

日程第 7．議案第 89 号 佐用郡佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防  
事務の委託に関する規約の廃止について

日程第 8．議案第 90 号 西はりま消防組規約の変更について

議長（岡本安夫君）            続いて、日程第 7 及び日程第 8 については一括議題とします。これ  
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）            ご異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 89 号、佐用郡  
佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託に関する規約の  
廃止について及び、日程第 8、議案第 90 号、西はりま消防組規約の変更についてを一  
括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）            ただ今、上程をいただきました議案第 89 号と議案第 90 号についま  
して一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 89 号、播磨科学公園都市区域における消防事務につきまして、提案のご  
説明を申し上げます。

現在、赤穂市消防本部への事務委託による消防体制により、たつの市新宮町の一部、佐  
用町の一部、上郡町の一部を管轄区域として運営をしております。

この事務委託については、平成 17 年 10 月 1 日付、締結の「赤穂市との間における播磨  
科学公園都市区域の消防事務の委託に関する規約」第 10 条において、「播磨科学公園  
都市区域内にたつの市・佐用郡佐用町を構成市町とする消防事務組合等の消防本部又は消  
防署が設置されるまでの間」を委託期間とする旨が規定をされておりますが、平成 25 年

4月1日、たつの市及び佐用町を含む3市2町を構成市町とする西はりま消防組合が発足したことにより、関係市町で協議した結果、平成7年12月14日付で締結した「播磨科学公園都市における暫定消防体制整備に関する基本協定書」に規定する暫定的な赤穂市への事務委託を解消し、平成30年4月1日から西はりま消防組合が運営することの協議が整ったため、「佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託の廃止について」を提案するものでございます。

なお、出動範囲につきましては、平成30年4月1日から西はりま消防組合の管轄区域全てが出動範囲となります。

次に、議案第90号、西はりま消防組合規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。議案第89号で提案いたしました播磨科学公園都市区域における消防事務を、平成30年4月1日から西はりま消防組合が運営することとなりましたので、地方自治法第286条第1項の規定による西はりま消防組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第89号及び議案第90号につきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、日程第7、議案第89号、佐用郡佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託に関する規約の廃止についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案89号、佐用郡佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託に関する規約の廃止についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案89号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案89号、佐用郡佐用町と赤穂市との間における播磨科学公園都市区域内の消防事務の委託に関する規約の廃止については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第8、議案第90号、西はりま消防組合規約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） この規約変更における、その予算上のいうか、どう変わるかについてお伺いしたいんですけども、これまでは、赤穂消防署に、そのテクノの分は委託ということでしたけれども、今度、入るいうことになって、予算上は、どういうふうに変わってくるでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 負担金につきましては、平成 29 年度、現在は、平等割 3 割と、それから人口割という夜間人口割で計算をしております。

これを、平成 30 年度からは、平等割が 3 割、それから、人口割ということで佐用町の人口、一応、南広地域を人口という形で算出をしていただきまして、その人口割で計算をします。

平成 32 年度以降は、平等割 3 割と上郡町のみ人口割で残を佐用町とたつの市で交付税割というような形で行わしていただきたいと考えております。

実際の金額につきましては、現在、算出中でございますので、また、当初予算の時にご提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案 90 号、西はりま消防組規約の変更についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案 90 号、西はりま消防組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9. 議案第 91 号 農作物共済無事戻し金の交付について

日程第 10. 議案第 92 号 畑作物共済無事戻し金の交付について

日程第 11. 議案第 93 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 9、日程第 10 及び日程第 11 については一括議題とし

ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 91 号、農作物共済無事戻し金の交付について。日程第 10、議案第 92 号、畑作物共済無事戻し金の交付について。及び、日程第 11、議案第 93 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました議案第 91 号から議案第 93 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、この 3 議案とも各勘定において共済無事戻し金を交付するもので、交付対象は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、その 3 年間の支払い共済金と前 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。

議案第 91 号の農作物共済の内訳は、水稻において交付対象者 1,082 名、交付金総額 71 万 1,927 円、うち町負担分 53 万 3,946 円、連合会請求分 17 万 7,981 円でございます。

次に、議案第 92 号の畑作物共済の内訳は、大豆におきまして交付対象者 7 名、交付金総額 13 万 7,083 円で、全額を連合会請求分により充当いたします。

次に、議案第 93 号の園芸施設共済の内訳は、園芸施設において交付対象者 8 名、交付金総額 3 万 6,652 円で、町負担分 3 万 3,223 円、連合会請求分 3,429 円でございます。

なお、交付時期は平成 30 年 1 月 31 日を、予定をいたしております。

以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び各勘定ごとにそれぞれ佐用町農業共済条例第 42 条、第 96 条及び第 119 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君）           提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 91 号、議案第 92 号及び議案第 93 号につきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、日程第 9、議案第 91 号、農作物共済無事戻し金の交付についてに対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君）           岡本議員。

7 番（岡本義次君）           これ、金額は、そんなにないと思うんですけど、地域として、多いかったところというのは、どこなのでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）           はい、農林振興課長。



農林振興課長（加藤逸生君）　　すみません。多かったというのは、金額が多かったということで、よろしいのでしょうか。

7 番（岡本義次君）　　まあ、金額いうのか、被害地いうのか。

農林振興課長（加藤逸生君）　　これは、被害がなかったから支払われるものでございますので、その金額につきましても、そこの引き受け農家の数とかによって、全く変わってくるんですけども、一番多いところにつきましては、江川地区が一番多くて 10 万 7,592 円ということでございます。

7 番（岡本義次君）　　わかりました。

議長（岡本安夫君）　　ほかに。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）　　ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 91 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（岡本安夫君）　　挙手、全員です。よって、議案第 91 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 10、議案第 92 号、畑作物共済無事戻し金の交付についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）　　ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 92 号、畑作物共済無事戻し金の交付についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号、畑作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 93 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 93 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号、園芸施設共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12. 議案第 94 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 12、議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

10 月 1 日から施行されました国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行い、育児休業等の取得に適切な措置を講ずるものでございます。

主な内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の取得期間は、原則 1 歳まででありましたが、保育所に入ることができない場合は、育児休業を 6 カ月延長することができます。今回の改正によりまして、保育所に入ることができない場合等に限り、子の養育の事情を考慮し、さらに 6 カ月の再延長を可能とし、子供が 2 歳に達するまで育児休業を取得できるように措置するものでございます。

以上、承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 94 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 94 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 13. 議案第 95 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 13、議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成 29 年 4 月 1 日に施行されました。

この省令の一部改正は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合の対象事業から情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販売業を加えるものでございます。

これに伴い、本条例の目的規定において列举する対象事業のうち、情報通信技術利用事業を削除し、農林水産物等販売事業を加えるものでございます。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 95 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 95 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。よって、議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 14. 議案第 96 号   佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君）           続いて、日程第 14、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長   庵逄典章君   登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が、平成 29 年 7 月 31 日に施行されました。

この法律の一部改正は、従来の企業立地による産業集積の促進から、広い範囲の地域経済牽引事業の促進に拡張されるものであります。これにより、題名、引用する法令名、用語等が改正されたものでございます。

これに伴い本条例の題名を「地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改め、引用する法令名、用語等の改正を行うものでございます。

同時に、関連条例であります「佐用町企業立地促進条例」及び「佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」につきましても、引用する法令名、条例名を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岡本安夫君）           提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 96 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君   挙手〕

議長（岡本安夫君）           岡本議員。

7 番（岡本義次君）           この地域の特定というのは、役場のほうから、この地域をしたいというふうにもっていくんでしょうか。そこらへんについて、ちょっと、私、総務常任委員

会に入っていないので、ちょっと中身的に、もうひとつ詳細に聞くことができませんので、この場で聞かせてもらえんですけど、そして、そういう地域の中にも全員がよろしいですよということになれば、いいんでしょうけれど、その中に、また、反対される方がいらっしやったりして、例えば歯抜けのような格好になった場合も、そういう方に対しては、どうなるのか。そこらへんについては、どんなんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（安東文裕君） 失礼いたします。

この地域、このたびの改正によります企業立地等の重点的に促進すべき区域の条例につきましては、とりあえず、題名のほうが地域経済牽引事業に変わったということで、以前からあった町の条例なんですけれども、これにつきましては、佐用町全体が対象になっております。ですから、そこで、ある一定の要件等があると思うんですけども、それをクリアすれば、そういう固定資産税の減免措置を行うというものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 全域がそうなおるということでございますけれど、その中で、例えば、この地域のこの 5 ヘクタールとかいうことで、みんながしてくれというような感じで来られて、その中で、また、わしはせんというようなことがあったりしたら、そんな場合はどうなんかにいうことを問うておる。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、その内容を、もう少し、ご理解いただかないと、その地域指定というのは、佐用町全域が地域であって、何も同意を得て、その地域を指定するものではありませんし、佐用町の中のこの地域を指定するというものではありません。それは、企業を興されて、工場なんかをつくられる場合に、そこがどこの地域であっても、そこが佐用町内の中で、また、その企業がつけられる工場が条件に合致するものであれば、固定資産税の免除を行うということであって、今、ちょっと、岡本議員は、そういうことを誤解されているんじゃないかと思うんですね。区域を指定するというのに対して、その地域の同意が要るとか、佐用町内の限定してここをというような指定の仕方をするというように誤解されているんじゃないかと思うんですけども、佐用町が、そういう指定を受けるということですから。

7 番（岡本義次君） ああ、佐用町が。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 96 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。よって、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

- 
- 日程第 15. 議案第 97 号   平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 16. 議案第 98 号   平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 17. 議案第 99 号   平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 18. 議案第 100 号   平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 19. 議案第 101 号   平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 20. 議案第 102 号   平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 21. 議案第 103 号   平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 22. 議案第 104 号   平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 23. 議案第 105 号   平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君）           続いて日程第 15 から日程第 23 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 97 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてから、日程第 23、議案第 105 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           それでは、ただ今、上程いただきました議案第 97 号から議案第 105 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 97 号、佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,125 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 7,939 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、180 万円の増額で、うち、分担金は 130 万円、負担金 50 万円、これは、災害復旧費等にかかる地元分担金でございます。

国庫支出金につきましては、540 万円の増額。うち、国庫負担金は、障害者支援費負担金の増額などにより、390 万円の増額。国庫補助金は 150 万円の増額で、地方創生推進交付金の追加内示によるものでございます。

県支出金につきましては、898 万円の増額で、うち、県負担金は 216 万 5,000 円の増額、国庫負担金と同じく、障害者支援費負担金の増額などがございます。県補助金は 638 万 8,000 円の増額で、農林災害復旧費補助金などの追加計上でございます。県委託金は、県知事選挙の精算により 42 万 7,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 4,345 万 8,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入が、シカ緊急捕獲拡大事業過年度精算金など 442 万 1,000 円の増額でございます。

町債につきましては、4,720 万円の増額でございます。内訳といたしましては、ごみ処理施設整備事業債は、クリーンセンター事務所棟建設工事の事業費増に伴う増額と、林業振興施設整備事業債は、木材ステーションさよう整備事業として、佐用クリーンセンターの土壌調査、及び既存施設の解体撤去設計業務に伴い、合併特例債を追加いたしております。義務教育施設整備事業債につきましては、中学校の水道設備改修事業に伴い、合併特例債を追加。公共土木施設災害復旧事業債は、台風によって被災した町道などの災害復旧費の財源として、災害復旧事業債を追加計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、総務費につきましては、11 万 8,000 円の減額。うち、総務管理費は 161 万 2,000 円の増額で、放送施設の落雷被害による修繕料などを増額いたしております。徴税費は 39 万 1,000 円の増額。また、選挙費は、県知事選挙の精算により 212 万 2,000 円を減額し、統計調査費は、県委託金の確定により調査員報酬を 1,000 円増額いたしております。

民生費につきましては、2,811 万 8,000 円の増額。うち、社会福祉費は 2,809 万 4,000 円の増額で、介護保険特別会計繰出金や障害児通所支援事業の増額などがございます。児童福祉費は 2 万 4,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、243 万 5,000 円の増額。うち、保健衛生費は 268 万 5,000 円の減額で、特別会計繰出金の減額などがございます。清掃費は 512 万円の増額で、クリーンセンター事務所棟建設の工事請負金を増額いたしております。

農林水産業費につきましては、2,540 万円の増額でございます。うち、農業費は、環境保全型農業直接支援事業交付金など 249 万 3,000 円の増額。林業費は 2,290 万 7,000 円の増額で、事業量の増加に伴い、町単独造林事業補助金を増額いたしております。また、木材ステーションさよう整備事業として、佐用クリーンセンター解体に伴う測量調査設計委託料を追加計上いたしております。

土木費につきましては、968 万円の増額。うち、土木管理費は、臨時職員賃金など 240 万円の増額、道路橋梁費も 25 万 2,000 円の増額でございます。河川費は、護岸修繕に伴う工事請負金を 500 万円増額し、都市計画費、下水道費、住宅費についても、それぞれ、22 万 8,000 円、130 万円、50 万円の増額でございます。

消防費につきましては、6 万 6,000 円の増額で、消防団運営費補助金を増額いたしております。

教育費につきましては、367 万 8,000 円の増額。うち、教育総務費、小学校費は、それぞれ 1 万 6,000 円、21 万 9,000 円の増額でございます。中学校費は、合併特例債を充当することによる財源変更でございます。社会教育費は、利神城跡の国指定を契機として、町内の歴史的・文化的資源の活用計画策定事業費を追加計上するなど、378 万 4,000 円の増

額でございます。保健体育費は 34 万 1,000 円の減額をいたしております。

災害復旧費につきましては、4,200 万円を予算措置し、農林水産施設災害復旧費は、台風被害による農地等の復旧費として 2,000 万円を計上。公共土木施設災害復旧費につきましても、被災町道などの復旧費として 2,200 万円を追加計上いたしております。

次に、予算第 2 条、債務負担行為につきましては、第 2 表、債務負担行為補正によりまして説明をさせていただきます。4 ページをご覧ください。

第 2 表の債務負担行為補正の木材ステーションさよう整備事業は、佐用クリーンセンター施設解体のための土壌調査・設計監理業務について、次年度以降の分について、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

最後に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりまして説明をさせていただきます。

歳入でもご説明をさせていただいたとおり、林業振興施設整備事業、義務教育施設整備事業につきましては、合併特例債を追加計上し、公共土木施設災害復旧事業は、台風による被災町道復旧費の財源として予算計上いたしております。

ごみ処理施設整備事業につきましては、事業費の増に伴い、限度額を増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

ごめんなさい。失礼しました。一括議題でありました。

次に、議案第 98 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 138 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 27 億 8,688 万 7,000 円に、改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、81 万 4,000 円の減額で、内訳は国庫負担金で 74 万 4,000 円、国庫補助金で 7 万円の減額でございます。

前期高齢者交付金は、41 万 5,000 円の増額。

県支出金は、県補助金で県財政調整交付金 4 万 7,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、93 万 4,000 円の減額で 他会計の繰入金でございます。

次に、歳出についてございますが、総務費につきましては、9 万 7,000 円の増額でございます。

後期高齢者支援金等は、69 万 2,000 円の減額。

前期高齢者納付金等は、2 万 5,000 円の減額。

老人保健拠出金は、5,000 円の減額でございます。

介護納付金は、86 万 9,000 円の減額。

保健事業費は、11 万 4,000 円の増額でございます。

以上で、佐用町国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 99 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,530 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,136 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、3,367 万 4,000 円の増額。うち、国庫負担金におきましては 2,290 万 1,000 円の増額、国庫補助金におきましては 1,077 万 3,000 円の増額で、保険



給付費の法定負担分と、システム改修費補助金でございます。

支払基金交付金につきましては、3,264 万 7,000 円の増額で、保険給付費の法定負担分でございます。

県支出金につきましても、同様に、県負担金 1,499 万 3,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、4,398 万 6,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては 2,209 万 8,000 円の増額。保険給付費、人件費及び事務費に係る繰り入れでございます。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 2,188 万 8,000 円を増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、850 万 4,000 円の増額。総務管理費におきまして、人事異動に伴う人件費の増額と、法律改正に伴うシステム整備費の追加計上でございます。

保険給付費につきましては、1 億 1,659 万 6,000 円の増額でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては 1 億 1,106 万 8,000 円の増額。高額介護サービス等費におきましては 552 万 8,000 円の増額で、それぞれ給付実績の増加見込みに基づくものでございます。

諸支出金につきましては、20 万円の増額で、償還金及び還付加算金の増額でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 100 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 175 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,588 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。繰入金につきましては、175 万 3,000 円の減額、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費において 175 万 3,000 円の減額で、人事異動に伴う予算整理でございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 101 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 130 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,561 万 6,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、事業費の変動により消費税の中間納付分の不足分を増額しようとするものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 130 万円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、130 万円の増額でございます。その中身につきましては、管理費、一般管理費として、130 万円の増額で、平成 29 年確定申告に伴い 29 年分の消費税納付額が増加したことによるものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 278 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,712 万 8,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、人件費の増額と事業費の変動による消費税の納付分を減額するものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。繰入金につきましては、一般会計繰入金 278 万円の減額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、278 万円の減額でございます。その中身につきましては、浄化槽管理費として 286 万円の減額で、平成 29 年確定申告に伴い 29 年分の消費税納付額が減額したことによるものでございます。農業集落排水施設管理費の一般管理費として 8 万円の増額で人件費の見直しによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 740 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 777 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

使用料及び手数料につきましては、教育使用料 1 万 6,000 円の増額で、デイキャンプ場使用料の増額によるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 739 万 3,000 円の増額で、天文台公園運営委託金 760 万 3,000 円の増額が主なものでございます。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、740 万 9,000 円の増額でございます。内容につきましては、グループロッジ運営費におきまして 6,000 円の増額で、消耗品費 20 万 3,000 円の増額、水道料 15 万 6,000 円の減額が主なものでございます。天文台公園運営費におきましては 740 万 3,000 円の増額で、消耗品費 107 万 1,000 円の増額、電気料 50 万円の増額、修繕費 85 万 8,000 円の増額、天文台施設のトイレ改修に伴う工事請負費 510 万 4,000 円が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に収入・支出それぞれ 147 万 3,000 円を増額して、収入支出総額をそれぞれ 1 億 1,670 万 4,000 円にするものでございます。

内訳といたしまして、家畜共済勘定において、130 万円の増額で、収入につきましては、1 頭当たりの評価価格の上昇と掛金率の変更による共済掛金の補正で、支出につきましては、共済掛金の増加による連合会への保険料並びに技術料の補正でございます。

また、畑作物共済勘定における 13 万 7,000 円の増額並びに園芸施設共済勘定における 3 万 6,000 円の増額につきましては、無事戻し実施による増額で、収入については連合会特別交付金の補正でございます。支出につきましては、無事戻金の補正でございます。

以上、農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号、佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）につきまして提案の説明をさせていただきます。

今回の補正の主な理由は、データーを送信しております ADSL 回線が廃止となり、WINK 回線への切りかえに伴う使用料の増加と久崎地区双観橋水管橋梁替が翌年度事業となったことによる移設設計業務委託料を減額したことによる補正が主なものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収益的支出の第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用を 2 万 5,000 円増額し、水道事業費の総額を 2 億 3,787 万 4,000 円に改めるものでございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入、第 1 項、企業債において 1,000 万円を減額。支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費を 1,000

万円減額し、資本的支出の総額を1億8,214万7,000円に改めるものでございます。

以上、水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第97号から議案第105号までの補正予算案につきまして、説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜わりますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第97号から議案第105号につきましては、12月14日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩とり再開を午前11時5分といたします。

-----  
午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

---

#### 日程第24. 選挙第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第24に入ります。

日程第24は、選挙第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件であります。

この件につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の庵逄典章議員が、平成29年11月12日付で任期満了となり、本町選出の議員に欠員が生じております。

よって、本日の会議で、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、本町選出議員の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は、14名であります。

佐用町議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。1番、加古原瑞樹君。2番、千種和英君。以上の両君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

なお、事前に、立候補の周知をしておりませんが、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、町長、副町長、全議員の16名が被選挙人となることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。  
これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（岡本安夫君）           投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。  
投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（岡本安夫君）           異常なしと認めます。  
これより、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。  
念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の指名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、  
順番に投票願います。

議会事務局長（尾崎文昭君）   それでは、読み上げます。  
1番、加古原瑞樹議員。

〔1番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君）   2番、千種和英議員。

〔2番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君）   3番、小林裕和議員。

〔3番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君）   4番、廣利一志議員。

〔4番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君）   5番、竹内日出夫議員。

〔5番 竹内日出夫君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 6番、石堂 基議員。

〔6番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 7番、岡本義次議員。

〔7番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 8番、金谷英志議員。

〔8番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 9番、山本幹雄議員。

〔9番 山本幹雄君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 10番、矢内作夫議員。

〔10番 矢内作夫君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 11番、石黒永剛議員。

〔11番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 12番、西岡 正議員。

〔12番 西岡 正君 登壇〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 13番、平岡きぬゑ議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 14番、岡本安夫議長。

〔14番 岡本安夫君 投票〕

議会事務局長（尾崎文昭君） 以上でございます。

議長（岡本安夫君） 投票漏れは、ありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより、開票を行います。

加古原瑞樹君、千種和英君、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

議長（岡本安夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。有効投票 14 票。無効投票ゼロです。

有効投票中、庵逄典章君が 11 票。金谷英志君が 2 票。廣利一志君が 1 票。以上のとおりであります。

選挙の法定得票数は、4 票であります。

したがって、庵逄典章君が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました庵逄典章君が議場におられますので、本席から佐用町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第 25、同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 25 に入ります。

日程 25 は、同意第 7 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 7 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

平成 29 年 12 月 26 日をもって、現教育委員の岡本 正教育委員の 1 期目の任期が満了いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 2 項の規定により再任をいたしたく、同法第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

また、2 期目の任期でございますが、同法第 5 条第 1 項の規定のとおり、平成 29 年 12 月 27 日から 4 年となっております。

ご同意賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております同意第 7 号につきましては、本日即決とします。

この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 7 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 7 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 7 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

日程第 26. 同意第 8 号 佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 26、同意第 8 号、佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました同意第 8 号、佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

農業委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、従前の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することとなったところでございます。

佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項において、①つ、認定農業者である個人。②つ目に、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされております。

しかし、同項ただし書では、認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じた数を下回る場合は、この限りでないとされております。

この場合、議会の同意を得て、少なくとも委員の 4 分の 1 の認定農業者等を任命しなければならないということになっております。

本町における認定農業者の数は現在 37 名でございます。定数 13 名の 8 倍は 104 でございますので、認定農業者等を委員の 4 分の 1 以上とすることについて議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご同意賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております同意第 8 号につきましては、本日即決とします。

これから同意第 8 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）            ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより同意第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 8 号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君）            挙手、全員です。よって、同意第 8 号、佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 日程第 27. 同意第 9 号  | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 28. 同意第 10 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 29. 同意第 11 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 30. 同意第 12 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 31. 同意第 13 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 32. 同意第 14 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 33. 同意第 15 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 34. 同意第 16 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 35. 同意第 17 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 36. 同意第 18 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 37. 同意第 19 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 38. 同意第 20 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 39. 同意第 21 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

議長（岡本安夫君）            続いて、日程第 27 から日程第 39 までについては一括議題とします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）            ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 27、同意第 9 号から日程 39、同意第 21 号までの佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 9 号から同意第 21 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。  
まず、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、先ほど申し上げましたとおり農業委員会等に関する法律の改正によりまして、平成 28 年 4 月 1 日



から農業委員の選任方法が、公選制から市町村長による任命制に変更になったことから、同法第8条第1項の規定に基づきまして任命の同意をお願いするものでございます。

同意第9号の野村秀樹氏は、末広にお住まいで、現在60歳で、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号ホに規定する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織である久保宮農組合の代表でございます。

同意第10号の伊東正生氏は、久崎にお住まいで、現在63歳の農業者でございます。

同意第11号の祖開正平氏は、上月にお住まいで、現在73歳の農業者で、現佐用町農業委員会の会長でございます。

同意第12号の山本孝行氏は、本郷にお住まいで、現在66歳であり本郷農会長でございます。

同意第13号の腰前正好氏は、東徳久にお住まいで、現在69歳、現佐用町農業委員会の職務代理者であり、法第8条第5項第2号に規定する認定農業者である東徳久地区農事組合法人の使用人でございます。

同意第14号の鎌本浩三氏は、上本郷にお住まいで、現在66歳の農業者でございます。

同意第15号の谷本耕三氏は、佐用にお住まいで、現在64歳の農業者で、現佐用町農業委員会委員でございます。

同意第16号の井上建治氏は、海内にお住まいで、現在62歳で海内農会長で、農業と自営業の兼業者でございます。

同意第17号の森崎文和氏は、米田にお住まいで、現在70歳の農業者で、現佐用町農業委員会委員でございます。

同意第18号の伊東静夫氏は、久崎にお住まいで、現在63歳で、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係を有しない者に該当する方でございます。

同意第19号の矢内忠司氏は、横坂にお住まいで、現在75歳、認定農業者である農事組合法人横坂共栄農場の代表でございます。

同意第20号の福原正幸氏は、下三河にお住まいで、現在59歳、認定農業者でございます。

同意第21号の岡本一良氏は、豊福にお住まいで、現在69歳の農業者で、現佐用町農業委員会委員でございます。

以上の13名の方は、全員が地域等からの推薦を受けられた方でございます。このうち認定農業者等は4名で、先にご同意をいただきました委員の4分の1を満たしております。

なお、任期につきましては、平成30年3月1日から3年でございます。

以上、ご同意を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君）                      ただ今議題にしております同意第9号から同意第21号までにつきましては、本日即決とします。

この際、お諮りいたします。一括議題としました13の案件につきましては、人事案件でありますので、順次、採決を行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）                      ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第9号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 9 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 10 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 10 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 11 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 11 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 12 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 12 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 13 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 13 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 14 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 14 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、同意第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 15 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 15 号、佐用町農業委員会委員の

任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 16 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 16 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 17 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 17 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 18 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 18 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 19 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 19 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 20 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 20 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。  
続いて、同意第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 21 号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第 21 号、佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 40. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 40 に入ります。  
日程第 40 は、委員会付託についてであります。  
ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 32 分 休憩

---

午前 11 時 33 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託  
したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（岡本安夫君） お諮りします。委員会等開催のため明日 12 月 7 日から 10 日までの  
本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
次の本会議は、来る 12 月 11 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承  
知おきくださるようお願いいたします。  
以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 34 分 散会

---